

4. 坑内安全管理

トンネル内部は狭隘ため、入坑者とバッテリーカーの接触事故を防ぐために、ICタグを活用することで、入坑者が近づいた際のバッテリーカー自動減速装置や、立坑へ出る前に電磁ストップによる強制一時停止。坑内監視カメラによる作業状況の確認をすることで安全管理に大きく貢献した。

③ 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施

■ 朝霞水路2号沈砂池等耐震化工事

朝霞水路2号沈砂池等の施設は東京都水道局が保有する施設であるが、隣接する機構施設の1号沈砂池と一体となった管理運用により効果的に機能を發揮することから、機構が東京都水道局から委託を受け管理を行っている。

利根導水路大規模地震対策事業で耐震化を図る施設と一体不可分として、2号沈砂池のほか、1号連絡水渠、伏越水路、2号接合井、2号連絡水渠及び3号連絡水渠の耐震化についても東京都水道局から委託を受け、令和5年度は、2号沈砂池の耐震補強工事を実施した（写真-11）。



写真-11 施工状況写真（左：2号沈砂池、右：あと施工せん断補強筋工（2号沈砂池））

■ 成田用水移設工事

機構が管理する成田用水施設の一部が、成田空港の更なる機能強化の影響を受け移設が必要な状況になっており、成田国際空港株式会社から付け替え工事に係る実施設計及び工事について委託を受け、令和6年度は、詳細設計及び施工計画検討業務を実施した。

④ 利水者ニーズを適時適切に把握した改築事業の実施

■ 成田用水施設改築事業

成田用水施設工事については、農業用水の需要が減少する非かんかい期での工事を計画し、関係機関、利水者と事前に十分な調整を行い、営農に影響を与える工事を実施した。

■ 木曽川用水濃尾第二施設改築事業

管水路及び揚水機場の改築工事においては、事前に関係機関と調整し、仮廻し管を設置することで営農に影響を与える工事を実施した。



写真-12 仮廻し水路設置状況

■ 筑後川下流用水総合対策事業

大詫間幹線水路の開水路区間については、事前に関係機関と調整し、周辺クリークを利用した仮廻しを行うことで営農に影響を与える工事を実施した。

⑤ 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信

■ 群馬用水施設改築事業

事業に関する利水者（群馬県、高崎市、渋川市）を対象に、現場見学会を開催し、改築事業で老朽化対策を予定している施設について、工事の必要性を説明し理解を得た。

■ 成田用水施設改築事業

事業に関する利水者（千葉県、成田用水土地改良区）に対し、事業実施状況、工事計画等について説明を行い、本事業について理解を得た。また、工事実施にあたっては地元関係地権者、関係機関への事業及び工事の必要性を説明し理解を得た。

■ 豊川用水二期事業

事業に関する利水者（愛知県、静岡県）を対象に、現場見学会を1回開催し、事業の実施状況等の説明を行い、本事業について理解を得た。また、トンネル工事の貫通動画をYouTubeにアップすることで、事業目的、工事実施進捗を広く周知した。

■ 木曽川用水濃尾第二施設改築事業

事業に関する利水者（愛知県、海部土地改良区）を対象に、現場見学会を開催し、事業実施状況等の情報提供を行い、本事業について理解を得た。また、工事実施にあたっては利水者、関係市町、地元関係地権者・地域住民へ事業及び工事の必要性を説明し協力を得た。

■ 香川用水施設緊急対策事業

事業に関する利水者（香川県、関係土地改良区）に対し、事業実施状況、工事計画等について説明を行い、本事業について理解を得た。また、関係利水者に対し事業完了に伴う概算精算説明会を開催し、各費用負担者へ概算精算額や精算方法等について説明した。

■ 筑後川下流用水総合対策事業

事業に関する利水者（福岡県、佐賀県、関係市町、関係改良区）に対し、事業実施状況、工事計画等について説明を行い、本事業について理解を得た。また、地元自治会、関係者に対し事業の必要性、実施内容を説明し、測量作業等に伴う立ち入りの理解を得た。

■ 福岡導水施設地震対策事業

地元自治体及び利水者を対象に現場見学会を令和6年8月及び令和6年11月に実施し、事業の実施状況等の説明を行い本事業について理解を得た。また、工事実施にあたっては、地元関係地区へ工事回覧を行い工事実施状況を広く周知した。

(中期計画の達成状況)

適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業とも利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。

香川用水施設緊急対策事業において、高瀬支線水路の老朽化対策及び耐震対策工事で、管種や立坑位置等の施工計画の見直しにより、工事を1年前倒しで完了することができ、以降の工事着手を1年前倒しすることができとなり、計画的且つ余裕を持った工期を設定により工事進捗を図った。

これにより、建設業界における人手不足の拡大等、や世界的な半導体不足等が発生する中においても、不測の事態に備えることが可能となつたことで、事業工期内に全ての工事を完成させることができた。

これら事業工期の遵守のための取組を行ったことで、定量目標である令和6年度事業完了を達成した。(事業進捗率：令和6年度事業完了)

群馬用水施設改築事業では、事業認可を令和6年6月14日に受け、揚水機場改築工事に着手した(事業進捗率：2.8%)。

成田用水施設改築事業では、幹線水路、揚水機場等の改修工事を継続して実施した(事業進捗率：51.4%)。

豊川用水二期事業では、大野導水併設水路工事、牟呂幹線水路改築工事等を継続して実施した(事業進捗率：79.4%)。

木曽川用水濃尾第二施設改築事業では、支線水路、揚水機場の改修工事を継続して実施した。(事業進捗率：10.7%)。

吉野川下流域用水事業では、取水施設、管理施設整備工事等を継続して実施した(事業進捗率：99.7%)。

筑後川下流用水総合対策事業では、吐出水槽の耐震対策工事及び幹線水路の農地防災対策工事等を継続して実施した(事業進捗率：2.6%)。

福岡導水施設地震対策事業では、思案橋及び2号トンネル併設水路工事を継続して実施した(事業進捗率：34.4%)。

事業費の縮減を図るため、新技術や工法選定等の比較検討を行い、設計・施工の最適化に取り組んだ。筑後川下流用水総合対策事業では、設計段階で耐震補強工法の比較検討を行うことにより、耐震補強を満足したうえで経済的な工法を採用することによりコスト縮減を図った。また、ICTの積極的活用により遠隔臨場による監督業務の効率化、骨伝導無線活用等による安全管理の向上を図った。

東京都水道局からの委託を受け、朝霞水路2号沈砂池等の耐震対策工事を実施したほか、成田国際空港株式会社からの委託を受け、幹線水路等の移設設計を実施する等、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な進捗を図った。

事業実施にあたっては、関係機関と事前調整を行い、利水者ニーズを適時的確に把握し、用水を継続的に供給しつつ工事を実施した。

各事業において、現場見学会、工事説明会を開催するなど、工事の必要性、事業実施状況等について地域住民や関係利水者等に対し積極的に情報発信を行った。

これらの取組により、困難度を高く設定した目標について、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2-1 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化等

(年度計画)

業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務運営を行う。

- ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。
要員配置計画の作成に当たっては、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置する。また、施設の老朽化等を踏まえた組織体制の構築を行う。
- ② 災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行う。
- ③ 自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上縮減するように取り組む。
さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、効率的な運用により第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減するように取り組む。
- ④ 常日頃から職員の創意工夫を活かした業務改善への取組を促すとともに、機構内での共有と横展開を図り、業務運営の効率化を推進する。また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図る。
- ⑤ 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

(令和6年度における取組)

① 重点的かつ効率的な組織整備

■ 要員配置計画の作成

施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置するため、本社・支社局及び全事務所の要員配置計画（令和6年度末定員1,390名）を作成した。

■ 機動的な組織体制の構築

人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弾力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化）を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化（31事務所→18総合管理所）のスムーズな移行を進めた。

② 事業進捗を踏まえた組織体制の随時見直し

■ 適正な組織体制の構築

令和6年度は、利根川下流総合管理所管に利根川河口堰大規模地震対策事業推進室を設置するなど、ダム等建設事業及び水路等建設事業の進捗等、業務量の変化に応じて必要な人員の確保を図るための組織改編を行った。

③ 事業費の縮減及び一般管理費の削減

■ 適切な事業監理による事業費の縮減

令和6年度の事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して2.6%の増となった。

この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに事業費を4%以上縮減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3%以上縮減しており、目標達成に向けた適切な事業監理を行っていると考える。

なお、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止とは、平成30年3月に企業会計に収益認識基準（収益認識の時点を国際基準に統一する会計基準）が適用されたことを受けた税制改正があり、従前認められてきた割賦契約に係る延払基準の特例適用が廃止されたもの。この制度について、令和5年度から当機構にも適用されることになったことを受けて、建設事業が完了し、償還中の割賦負担金（都市用水）に係る消費税は、令和5年度以降に割賦元金とあわせて利水者から分割で回収・納税予定であったものが、令和5年度期首時点で残存する割賦元金に係る消費税を令和6年6月に一括で機構から国税当局に納税する必要が生じたものである。

■ 効率的な運用による一般管理費の削減

一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達の必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.2%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3%以上削減しており、目標の水準を達成していると考える。

④ 職員の創意工夫を活かした業務改善等

■ 「水資源機構カイゼン活動」の実施

業務改善を通常業務の一環としての恒常的な取組として浸透を図るため、職員が気軽に取り組むことができるよう、「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げた。これにより、改善事例のすべてをグループウェアを活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。

■ 役員と支社局・事務所との意見交換

役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るために、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施した。副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換については、34事務所のうち17事務所において実施し、機構の経営理念、経営方針等について直接説明するとともに、現場における課題等について意見交換を行った。

⑤ 情報システムの適切な整備及び管理、PMOの設置等の体制整備

■ 情報システムの適切な整備及び管理

IT基盤システムやMicrosoft 365及び各部室が所管する事務系情報システムについては、適切な維持管理により大規模な障害等が発生することなく、円滑な業務実施に寄与した。また、サーバ等の機器更新を定期的に行い、機器障害の抑制を図るとともに、安定稼働の確保に努めた。

人事システム及び経理システムを中心とした新システム調達に向けて、汎用システムの機能、導入費用、運用費用等に関する情報を収集した。これにより、システム導入期間の短縮、初期導入費用や運用管理コストの軽減等を図るため、業務システムの更新・調達に際しては、社会情勢の変化や将来的な運用負荷を考慮し、従来のスクラッチ開発から、可能な限り汎用システムをそのまま活用する方式とし、令和7年度以降の新システムへの移行方針を策定した。

■ PMOの設置等の体制整備

令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役（IT担当）、特命審議役（IT担当）付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った。ネットワークの能力強化やグループウェア機能の活用など、実際のIT環境整備を効率的に推進するべく最高情報責任者補佐である技師長、設備保全室、特命審議役（IT担当）が連携した。

特命審議役（IT担当）付においては、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、事務系システムの更新に係る担当各部室との連携を実施した。また、令和7年度から予定されている組織の大括り化に伴い、IT基盤システムやMicrosoft 365の設計及び設定変更についても、業務運用に支障を生じさせることのないよう、組織の垣根を越えた綿密な連携のもとで対応を行った。

また、DXを活用した業務プロセスの見直し実施するため、令和7年度から総務部にDX・BPR推進課を設置し組織体制の強化を図った。

（中期計画の達成状況）

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、事業の諸課題対応を機動的に実施できる組織体制の構築等を踏まえ、施設管理や建設事業の遂行に必要な要員を配置した。

人材育成、職員間のコミュニケーションが活性化するとともに、共通業務の集約化による業務の効率化・省力化や、防災対応時などで弹力的・機動的な人員配置を行うため、令和7年度から現場組織の再編（大括り化）を実施すべく、令和6年度に4カ所を対象として総合管理所化の試行をした。その中で顕在化した課題等については、本社関係部室長にて構成される総合管理所化コアメンバー会議で共有、分析、検討し、令和7年度からの総合管理所化（31事務所→18総合管理所）のスムーズな移行を進めた。

令和6年度の事業費（新築・改築事業を除く。）については、適切な事業監理を行ったが、消費税法の改正に伴う延払基準の特例廃止というやむを得ない特殊要因により、納付消費税額（約58億円）を計上したため、第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して2.6%の増となった。

この特殊要因を除けば第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.7%の縮減となり、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに事業費を4%以上縮減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3%以上縮減しており、目標達成に向けた適切な事業監理を行っていると考える。

一般管理費については、厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、本社・支社局等において、電気・ガス等のエネルギー価格の上昇、その他の物価高騰がある中で、調達の必要性、実施内容及び数量等を精査した執行を行い、令和6年度において第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）と比較して3.2%縮減したことから、第5期中期目標期間の最終年度（令和7年度）までに4%以上削減する目標に対し、3年目（令和6年度）で3%以上削減しており、目標の水準を達成していると考える。

「水資源機構カイゼン活動」を立ち上げ、改善事例のすべてをグループウェアを活用して容易に登録・閲覧できるようにして、業務の効率化に役立ち、横展開可能な取組を全社的に共有した。

2. 2-1 (1)

また、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において実施するとともに、副理事長・理事と管内事務所職員との意見交換を34事務所のうち17事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図った。

事務系情報システムについては、大規模な障害等の発生はなく、適切に運用管理を実施している。特に、人事システムについては、サーバ等機器更新などの整備を適切に実施した。

また、PMOとして、事務系情報システムの適切な整備及び管理の支援のため、各システム改造等の発注案件の仕様書の確認などを実施した。

令和4年9月7日独立行政法人水資源機構情報化利用規程の一部を改正し、機構における情報システムの整備及び管理を支援するため、特命審議役（IT担当）、特命審議役（IT担当）付、技術管理室技術管理課及び経営企画部計画課をPMOと位置づけ体制の整備を行った

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

(2) 調達の合理化

(年度計画)

機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用する。「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を策定・公表するとともに、令和5年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表する。

また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(令和6年度における取組)

○ 公正かつ透明な調達手続等に関する取組

■ 独立行政法人における調達等合理化計画に基づく取組

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。

また、「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和6年6月に策定・公表するとともに、令和5年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。

1. 適正な入札契約体制の強化

調達における公正性・透明性確保の観点から、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る業務の分離等を実施し、適正な入札契約体制の更なる強化に向けた取組を実施した。

2. 設備関係の工事及び点検整備等に関する調達

平成27年度から導入した、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定した「参加者の有無を確認する公募手続」により、既設設備の整備工事等に必要な技術及び設備等を有している法人等として特定した者以外の参加者の有無の確認を行うことで透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を行った。

3. 随意契約に関する内部統制

調達等に関するガバナンスの徹底の取組として、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した機構の監事及び外部有識者からなる契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回（7月、1月）報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行い、契約監視委員会の了承を得た上で契約手続を実施した。また、機構が発注する工事等に係る契約において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底的に行うとともに、一般競争入札等における一者応札・一者応募の契約の改善も含め、個別に原因の分析を行うなど、競争性が確保されるよう見直し・点検を行った。その上で引き続き公正性・透明性を確保した合理的な調達が実施されるよう全社的に周知徹底を図った。

■ 公正性・透明性を確保した合理的な調達

契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができるることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。また、契約監視委員会及び入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受けることにより、より一層の公正性・透明性の確保に努めた。

(中期計画の達成状況)

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、副理事長を総括責任者として、本社契約担当部室を中心に調達等合理化に取り組む推進体制を整備し、加えて、外部有識者及び監事によって構成される契約監視委員会による監視（点検・見直し）等を活用した。

「令和6年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を令和6年6月に策定・公表するとともに、令和5年度の調達等合理化計画の実施状況について評価・公表した。

また、契約手続については、一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された事由に該当する場合に限り随意契約によることができるることとし、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

(3) 一般事務業務におけるDXの推進 (ICT等の活用)

(年度計画)

「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」に基づき、一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図る。

(令和6年度における取組)

○ 一般事務DX推進部会における取組

■ 取組の概要

DX推進プロジェクトとともに策定された、一般事務における個別プロジェクトについては、効果の影響する範囲が職員全員から個別の業務までと幅広いため、職員全員に係わる個別プロジェクトを重点DX、その他を個別DXと位置づけ、(表-1) のとおり取り組みを行った。

表-1 一般事務DX推進部会における取組の概要

分類	影響度	取組内容・方針	推進体制
重点DX	高	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの高度化（システム間データ連携） ・多機能グループウェア整備（ノーツDBの改善） ・情報インフラの強化（ネットワークの強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業部会 ・担当部室、IT担当
個別DX	中・低	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のデジタル化 ・デジタル環境の整備 ・デジタル人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社推進担当者 <p>※IT担当は支援</p>

■ 業務システムの高度化（システム間データ連携）

各業務システム担当者による業務システムDX作業部会を設置し、人事システムや経理システム等の事務系情報システム間のデータ連携等について検討を実施した。また、外部のシステム関連業者等から定期的に事務系情報システムに関する情報収集を実施している。

加えて、業務システムの生産性・効率性の向上を図るために方策を検討し、従来型の既存の各業務システムを個別に改修して連携させる方式を変更し、令和7年度以降に実施する統合や連携を前提とした業務システムの選定を進めていく方針を固めた。

■ 多機能グループウェア整備（ノーツDBの改善）

業務の効率化・省力化を図るため、Notes掲示板のデータを「Microsoft 365」に移行した。

■ 情報インフラの強化（ネットワークの強化）

業務の効率化・省力化を図るため、全事務所において無線化環境の整備を実施した。

■ 個別DX

業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成を取組方針とし以下の取組を実施した。

○ 業務のデジタル化

業務の効率化・省力化を図るため、「Microsoft 365」の機能等を活用している。具体的には、アンケート機能を活用して研修の聞き取り調査を行うことや、福利厚生に関係する申請・承認を電子化することを検討・試行を実施した。

導入済みのグループウェアの機能を活用し、従来の未システム化の業務フローのシステム化等を進めた。その他、メールやチャットの確認がスマホや自宅で確認できるようにしたこと、防災体制情報をグループウェアで確認できるようにしたこと、WEB会議の録画機能や文字起こし機能、打合せ記録機能 (Microsoft OneNote)、グループウェアにおけるアドオンアプリのスケジューラ機能やNotes掲示板から移行する新たな掲示板 (Microsoft SharePoint) へのデータ

移行作業では内製化した。また、令和7年度からの総管化を見すえ、アドオンアプリの機能を活用した電子申請（予定価格）の運用を開始した。

多種多様な取り組みの中で、令和6年度の一年間では、本社内の打合せでは各自配布のPCを前にした打合せ方法が一般化し、ペーパーレスや打合せにかかる諸準備の負荷を軽減しており、全社にこの方法を可能とする環境整備を行った。

給付金申請フォーム (厚生会共有)

こんにちは、natsumi。このフォームを送信すると、所有者に名前とメールアドレスが表示されます。

* 必須

1. 申請者の区分を選択してください。
 本人
 代理人（担当者）

2. 給付金の種類を選択してください。*

健康管管理支援金

3. 【健康管理支援金】
 以降の設問は、次のとおりご回答ください。
 ・申請支部：所属の支部
 ・事象の発生日：受診日
 ・対象者の名前：（省略）
 ・支給金額：実費（1万円上限）
 ・証拠書類：領収書の写し
 はい

【業務フローのシステム化の例（給付金申請フォーム）】

○ デジタル環境の整備

本社の一部フリーアドレス化を実施した。無線通信環境の整備の他、デスクやモニター等の配置等の環境整備について、総務課と協力して取り組んだ。

○ デジタル人材の育成

令和6年度新規採用職員研修において、情報ネットワーク、システム、セキュリティポリシー、デバイス（PC）操作等の習熟を目的とした講義を行った。また、「Microsoft Teams」で不定期に全社職員に向けた情報セキュリティに関する注意喚起を行った。

（中期計画の達成状況）

一般事務業務において、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化及び高度化を図るため、業務システムの高度化・多機能グループウェア整備・情報インフラの強化などの重点DXの取組を実施した。また、個別DXの取組方針に基づき、業務のデジタル化、デジタル環境の整備、デジタル人材の育成等の取組を実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

3. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

(年度計画)

「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項、事業量等に基づき予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

「別表4」

「別表5」

「別表6」

また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。

- ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社、支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置く。
- ② 国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、都市用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることを踏まえ、市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要、令和5年度決算内容及び持続可能な開発目標（SDGs）への貢献等を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにウェブサイトに掲載する等、引き続き業務運営の透明性を確保し、安定的かつ効率的な資金調達に努める。

(令和6年度における取組)

○ 予算に基づく業務運営

■ 予算、収支計画、資金計画の実績

年度計画における予算（収入予算：約1,393億円、支出予算：約1,580億円）に基づいて事業執行を行った結果、次のとおりとなった。

表－1 収入支出予算対決算（決算時に作成）

表－2 収支計画対実績（決算時に作成）

表－3 資金計画対実績（決算時に作成）

表-1 収入支出予算対決算【P】

区分	水資源開発施設等の管理業務			ダム等建設業務			用水路等建設業務			法人共通			合計			(単位:百万円)			
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額				
収入																			
政府交付金	(1,285)	11,483	10,625	△ 858	(11,201)	43,838	30,756	△ 13,082	-	-	-	-	-	(12,486)	55,321	41,381	△ 13,940		
その他の国庫補助金	(57)	3,707	3,514	△ 193	(1,048)	4,087	2,733	△ 1,354	9,051	7,567	△ 1,484	-	-	(2,132)	16,845	13,815	△ 3,030		
財政融資金借入金	-	-	-	-	429	429	-	619	619	-	352	352	-	1,400	1,400	-	-		
民間資金借入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
水資源債券	-	-	-	-	2,145	2,145	-	3,094	3,094	-	1,761	1,761	-	7,000	7,000	-	-		
業務収入	29,500	28,162	△ 1,338	221	188	△ 33	5,134	4,853	△ 280	31,631	31,898	267	66,486	65,102	△ 1,384	※①			
受託収入	1,216	1,036	△ 180	162	150	△ 12	937	925	△ 13	247	425	178	2,563	2,536	△ 27	※④			
業務外収入	717	1,132	415	13	19	6	3	10	7	1,031	752	△ 279	1,764	1,912	148				
計	(1,342)	46,623	44,469	△ 2,154	(12,249)	50,896	36,420	△ 14,476	18,838	17,068	△ 1,770	35,023	35,188	165	151,379	133,145	△ 18,234		
支出																			
業務経費	(2,247)	36,838	34,394	△ 2,444	(11,310)	44,066	31,846	△ 12,219	15,597	13,789	△ 1,808	755	505	△ 251	(14,450)	97,256	80,534	△ 16,722	
管理業務関係経費	(2,247)	36,742	34,343	△ 2,398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,247)	36,742	34,343	△ 2,398	※②	
建設業務関係経費	-	-	-	-	(11,310)	44,066	31,846	△ 12,219	15,597	13,789	△ 1,808	-	-	-	(12,203)	59,663	45,636	△ 14,027	※③
その他業務経費	96	50	△ 46	-	-	-	-	-	-	-	-	755	505	△ 251	851	555	△ 297		
施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	292	79	△ 213	292	79	△ 213		
受託経費	997	876	△ 121	161	143	△ 18	863	816	△ 47	71	123	52	2,093	1,958	△ 134	※④			
借入金等償還	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,675	31,675	△ 0	31,675	31,675	△ 0				
支払利息	-	-	-	-	121	90	△ 31	57	37	△ 20	2,672	2,724	51	2,850	2,850	0			
一般管理費	859	687	△ 172	510	432	△ 78	306	253	△ 53	11	132	121	1,686	1,504	△ 182				
人件費	9,095	7,912	△ 1,182	2,292	1,957	△ 335	1,806	1,641	△ 165	2,465	2,326	△ 140	15,658	13,836	△ 1,822				
業務外経費	117	107	△ 9	-	-	-	-	-	-	2,164	2,644	480	2,281	2,751	470				
計	(2,247)	47,906	43,977	△ 3,929	(11,310)	47,150	34,468	△ 12,682	18,630	16,537	△ 2,093	40,106	40,206	101	153,791	135,188	△ 18,603		

(注1) 上段()内書きは前年度繰越額であり、内数である。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注3) 災害復旧事業費(室生ダム、早明浦ダム、小石原川ダム及び福岡導水)は管理業務関係経費に合算している。

〔人件費の見積り〕

令和4年度において総額10,268百万円を支出し、1,453百万円の減(計画11,721百万円)となった。

なお、人件費の見積額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

※① 政府交付金等の減は、業務経費の繰越し等による財源収入等の減によるものである。

※② ダム・水路等施設について的確な施設の管理を実施した。

また、令和3年8月の大雨等により被災した施設の災害復旧事業を実施した。

なお、一部経費について繰越しをしている。

※③ ダム等事業6事業のうち4事業については的確な進捗を図り、1事業については事業廃止に伴い追加的に必要となる原形復旧等を実施し、1事業についてはダム検証に係る検討のために諸調査等を実施した。

また、用水路等事業7事業については的確な進捗を図った。

なお、一部経費について繰越しをしている。

※④ 国等からの委託に基づき受託業務を実施した。

<参考>

(単位:百万円)

	決算額
収入	133,145
支出	135,188
差額	△2,043

※収入と支出の決算額の開差は、積立金の活用に伴う経費を支出したことなどによる。

表一2 収支計画対実績【P】

	区分	水資源開発施設等の管理業務			ダム等建設業務			用水路等建設業務			法人共通			合計			
		計画額		実績額	差額	計画額		実績額	差額	計画額		実績額	差額	計画額		実績額	
																備考	
費用の部	経常費用	113,330	114,032	703	6,516	771	△ 5,745	1,042	1,322	280	5,277	1,343	△ 3,933	126,164	117,469	△ 8,695	
	管理業務費	36,392	37,137	746	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,392	37,137	746	
	受託業務費	996	877	△ 120	148	206	59	852	809	△ 44	225	308	83	2,221	2,199	△ 22	
	災害復旧事業費	3	384	381	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	384	381	
	海外調査等業務費	161	136	△ 24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161	136	△ 24	
	建設事業費	-	-	-	6,368	530	△ 5,839	189	514	324	-	-	-	6,557	1,043	△ 5,514	
	一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,380	△ 1,684	△ 4,064	2,380	△ 1,684	△ 4,064	
	減価償却費	75,778	75,498	△ 280	-	35	35	-	-	-	-	-	-	75,778	75,533	△ 245	
	財務費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,672	2,719	48	2,672	2,719	48	
	臨時損失	-	17	17	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-	43	43	
	減損損失	-	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17		
	国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-	26	26	
	計	113,330	114,050	720	6,516	771	△ 5,745	1,042	1,322	280	5,277	1,369	△ 3,908	126,164	117,512	△ 8,652	
収益の部	経常収益	112,419	113,603	1,185	6,516	771	△ 5,745	1,042	1,322	280	4,507	4,736	229	124,484	120,433	△ 4,051	
	受託収入	996	877	△ 119	148	206	59	852	809	△ 44	225	429	204	2,221	2,320	99	
	補助金等収益	35,068	36,255	1,186	508	430	△ 78	-	-	-	-	-	-	35,576	36,685	1,109	
	寄附金収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	災害復旧事業収入	3	384	381	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	384	381	
	海外調査等業務収入	89	63	△ 26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	63	△ 26	
	資産見返補助金等戻入	75,743	75,463	△ 280	-	35	35	-	-	-	-	-	-	75,743	75,499	△ 245	
	建設仮勘定見返補助金等戻入	-	-	-	5,856	95	△ 5,761	189	514	324	-	-	-	6,046	609	△ 5,437	
	賞与引当金見返に係る収益	519	514	△ 5	4	4	△ 0	-	-	-	-	-	-	523	518	△ 5	
	財務収益	-	47	47	-	-	-	-	-	-	4,282	4,281	△ 2	4,282	4,328	45	
	雑益	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	27	27	-	27	27	
	臨時利益	-	17	17	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-	43	43	
	固定資産売却益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	3	3	
	資産見返補助金等戻入	-	17	17	-	-	-	-	-	-	-	23	23	-	40	40	
	計	112,419	113,621	1,202	6,516	771	△ 5,745	1,042	1,322	280	4,507	4,762	254	124,484	120,476	△ 4,008	
	純利益(△純損失)	△ 911	△ 429	482	-	-	-	-	-	-	△ 769	3,393	4,162	△ 1,680	2,964	4,644	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	877	442	△ 435	-	-	-	-	-	-	2,287	449	△ 1,838	3,164	891	△ 2,273	
	総利益	△ 34	13	47	-	-	-	-	-	-	-	1,517	3,841	2,324	1,483	3,855	2,371

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※① 建設事業費及び建設仮勘定見返補助金等戻入の減は、建設事業完了に伴う費用計上の減によるものである。

※② 一般管理費の減は、退職給付費用の減等によるものである。

※③ 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、一般管理費の減等によるものである。

表-3 資金計画対実績【P】

区分		水資源開発施設等の管理業務			ダム等建設業務			用水路等建設業務			法人共通			合計		
		計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
																備考
資金支出	業務活動による支出	45,659	43,199	△ 2,460	35,840	31,848	△ 3,992	17,737	19,502	1,765	8,139	9,315	1,176	107,374	103,864	△ 3,510
	建設業務支出	-	-	-	32,756	29,247	△ 3,508	14,705	16,649	1,945	-	-	-	47,460	45,897	△ 1,564
	管理業務支出	34,495	33,376	△ 1,119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,495	33,376	△ 1,119
	受託業務支出	997	1,021	24	161	125	△ 36	863	923	60	71	101	30	2,093	2,171	78
	人件費支出	9,095	7,902	△ 1,193	2,292	1,954	△ 338	1,806	1,639	△ 167	2,465	2,297	△ 169	15,658	13,791	△ 1,867
	その他の業務支出	1,071	900	△ 171	631	522	△ 109	363	290	△ 73	5,603	6,917	1,315	7,668	8,629	961
	投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	15	15	292	4,470	4,178	292	4,485	4,193
	施設整備費支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	292	169	△ 123	292	169	△ 123
	有価証券の取得等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,301	4,301	-	4,301	4,301	※②
	資産除去債務の履行による支出	-	-	-	-	-	-	-	15	15	-	-	-	-	15	15
	財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,675	31,701	26	31,675	31,701	26
	借入金の返済による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26,675	26,675	△ 0	26,675	26,675	△ 0
	債券の償還による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000	5,000	-	5,000	5,000	-
	不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-	26	26	-
	翌年度への繰越金	471	2,040	1,570	-	-	-	-	-	-	13,659	37,641	23,982	14,129	39,681	25,552
資金収入	業務活動による収入	45,281	44,762	△ 519	36,072	33,867	△ 2,205	14,099	13,346	△ 753	32,910	33,214	305	128,361	125,188	△ 3,173
	政府交付金収入	10,198	10,625	427	32,637	30,756	△ 1,881	-	-	-	-	-	-	42,835	41,381	△ 1,454
	国庫補助金収入	3,650	3,514	△ 136	3,038	2,733	△ 306	8,025	7,550	△ 474	-	-	-	14,713	13,798	△ 915
	負担金収入	29,500	28,182	△ 1,318	221	188	△ 33	5,134	4,853	△ 280	27,184	27,485	301	62,038	60,709	△ 1,330
	受託業務収入	1,216	1,263	47	162	175	12	937	935	△ 2	247	423	176	2,563	2,796	233
	その他の収入	717	1,177	460	13	15	2	3	6	3	5,478	5,306	△ 173	6,212	6,504	293
	投資活動による収入	-	100	100	-	-	-	-	-	-	12,300	12,300	-	12,400	12,400	-
	有価証券の償還等による収入	-	100	100	-	-	-	-	-	-	12,300	12,300	-	12,400	12,400	※②
	財務活動による収入	-	-	-	2,574	2,574	-	3,712	3,712	-	2,113	2,098	△ 15	8,400	8,385	△ 15
	借入れによる収入	-	-	-	429	429	-	619	619	-	352	352	-	1,400	1,400	-
	債券の発行による収入	-	-	-	2,145	2,145	-	3,094	3,094	-	1,761	1,746	△ 15	7,000	6,985	△ 15
	前期よりの繰越金	675	2,369	1,694	-	-	-	-	-	-	16,034	31,389	15,354	16,709	33,758	17,048

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※① 「人件費支出」の減は、不用による減によるものである。

※② 「有価証券の取得等による支出」及び「有価証券の償還等による収入」の増は、有価証券・定期預金・譲渡性預金の取得・預入による支出等の増及び償還・払戻による収入等の増によるものである。

① 財務諸表等の公開

■ ウェブサイトへの掲載、閲覧場所への備え置き

令和5事業年度の財務諸表（セグメント情報を含む。）について、通則法第38条第1項に基づく国土交通大臣の承認を令和6年8月9日に受けた。

また、この財務諸表に加え、分かりやすく解説した決算概要をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。

② 業務運営の透明性の確保

■ 機関投資家等向けの説明会の開催等

業務概要、令和5年度業務実績及び決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、令和6年10月2日に機関投資家等を対象とした決算等説明会を開催した（写真－1）。また、主に水資源開発水系内において機構の役割、機構事業の重要性等を広くアナンスするための投資家への個別説明やセミナーの開催等のIR活動を積極的に展開するとともに、ウェブサイトでは、機関投資家、アナリスト及び金融機関向け以外にも、業務概要や水資源債券に関する情報を広く周知するため、IR動画（写真－2）や、債券発行による調達資金の使途について公表するインパクトレポート等を情報発信することで、業務運営の透明性を確保した。また、気候変動等の要因による渇水や洪水リスクの増大、水インフラの老朽化に伴う断水等の水資源を巡る新たなリスクの課題解決に向けた事業への資金充当であり、サステナビリティボンド（SDGs債）として水資源債券を継続発行した。

機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから、水資源債券の信用格付がAA+で維持されていることに加え、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となった。



写真－1 投資家説明会の開催状況



写真－2 IR動画

（中期計画の達成状況）

中期目標期間における事業量等に基づいて年度計画の収入支出予算、収支計画及び資金計画を作成し、これに基づいて適正に業務運営を行った。

財務内容の透明性の確保と説明責任の徹底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等をウェブサイトに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるように備え置いた。

水資源債券については、業務運営の透明性を確保するため、債券発行に係る情報等のウェブサイトの適宜更新、機関投資家等への説明会の開催を適切に実施し、機構事業の重要性及び財務状況の信頼性の高さから信用格付がAA+に維持されていることに加え、サステナビリティボンド（SDGs債）として継続発行することで、ESG投資を好感する投資家からの需要もあり、引き続き安定的かつ効率的な資金調達となつた。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

4. 短期借入金の限度額

(年度計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

(令和6年度における取組)

○ 短期借入金の限度額

■ 短期借入金の借入

事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等資金繰りを適切に行つたことにより、短期借入を行う必要はなかった。

(中期計画の達成状況)

事業の進捗状況に応じた交付金・補助金・負担金の受入れを行うとともに、水資源債券の発行等資金繰りを適切に行つたことにより、短期借入を行う必要はなかった。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(年度計画)

保有財産については、適切な資産管理に取り組むとともに、その必要性について山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることのないよう留意しつつ、業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施する。必要がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法に基づき処分手続きをを行う。

別表7 「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」

処分財産名	所在地	納付の方法
該当なし	該当なし	該当なし

(令和6年度における取組)

○ 適切な資産管理の取組

■ 保有資産の必要性についての不断の見直し等

機構全体の保有資産の必要性について不断の見直しを引き続き進めるため、新たな検証対象物件の有無を確認するとともに、従来から検討を行っている資産を対象に、保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行った。

また、機構で保有している業務上の現金・預金等は、資金繰りのために一時的に保有している資金や積立金及び退職給付金引当金から生じている資金であり、余裕金の運用に当たっては独立行政法人通則法第47条に基づき適切に行った。

■ 不要と判断した財産の処分（中期計画別表7関係）

中期計画別表7記載の処分予定の財産について、計画期間で確実に処分手続きを実施できるよう、所管事務所である利根導水総合管理所と連携し、必要な用地測量や登記手続きなど、処分に向けた準備作業を進めた。

■ 新たに不要と判断した財産の処分（中期計画別表7以外）

不断の見直しにより不要と判断した財産（千葉用水（土地）1件）について、通則法の不要財産処分に係る認可を受けて、売却手続きを行い処分した。

（中期計画の達成状況）

適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通則法の規定に基づき保有資産の必要性について不断の見直しを行うため、資産管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分等の状況について確認を行った。

また、中期計画別表7以外に不要と判断した財産1件について、令和6年度に通則法の認可を受けて、売却手続きを行い処分するなど、適切な資産管理に取り組んだ。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(年度計画)

5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、通則法に基づき処分手続を行う。

(令和6年度における取組)

○ 不要財産以外の重要な財産の処分

■ 重要財産の処分

令和6年度は、5に規定する財産以外の処分すべき重要な財産はなかった。

(中期計画の達成状況)

5に規定する財産以外の重要な財産について、譲渡等の必要は生じなかった。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

7. 剰余金の使途

(年度計画)

剰余金の使途は、新築及び改築事業、管理業務等に係る国及び利水者の負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

(令和6年度における取組)

○ 剰余金の使途

■ 剰余金の計画的な活用

剰余金を、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に計画的に活用するため、独立行政法人通則法第44条第1項の規定により、令和6年度の機構の当期総利益約●億円を積立金として整理した。

なお、機構の利益剰余金は、主に財政融資資金及び水資源債券の償還と利水者の割賦償還との条件差により生じる資金不足を補う追加借入が、事業精算時に確定した割賦償還利子率より低利で行われたことにより発生したものである。

(中期計画の達成状況)

利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に活用するため、令和6年度の当期総利益について、全額を積立金として整理し適正に取り組んだ。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

8. その他業務運営に関する重要事項

8-1 内部統制の充実・強化

(1) 適切なリスク管理

(年度計画)

- ① 災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を開催する。
- ② 第3期中期目標期間から実施しているPDCAサイクルによるリスク管理について、潜在リスクを含むリスク管理手法の継続的な向上を図るとともに、研修等により更なる浸透を目指す。

(令和6年度における取組)

① リスク管理委員会の開催

■ リスク管理委員会の開催

リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催（第1回：令和6年9月17日、第2回：令和7年3月11日）した。

また、リスク管理委員会では、現行のリスク管理の仕組みが事後報告だけとなっていることや、管理職だけが取り組むものとなっており一般職のリスク管理に係る意識が低い（リスク管理票が有効に活用されていない）こと及びリスク管理において定められている様式の記載事項が多岐にわたり報告ルートも複雑で業務煩瑣に繋がっているとの意見があつたことを踏まえ、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を目的として、リスク管理手法の見直しを行った。

② リスク管理の更なる浸透

■ リスク管理手法の継続的な向上

業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、PDCAサイクルによるリスク管理手法を令和6年度も運用した。

令和6年度は、リスクマップ、リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等のリスク管理手法の一連の流れ（図-1、2）を実施した。

また、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行い、PDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図った。

加えて、本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。

なお、これらのリスク管理手法については、職員全体のリスク管理に関する意識の更なる向上を目的として、見直しを行った。

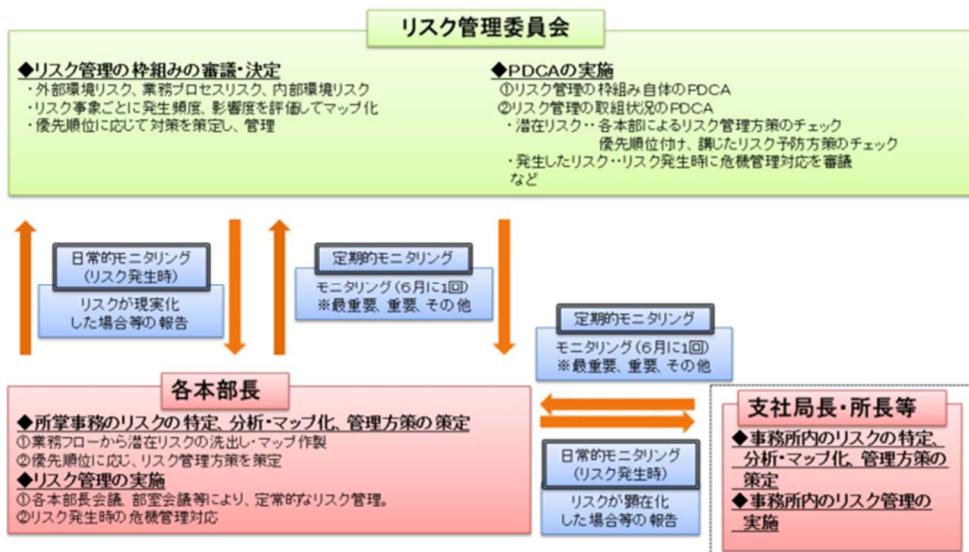


図-1 リスク管理手法の枠組

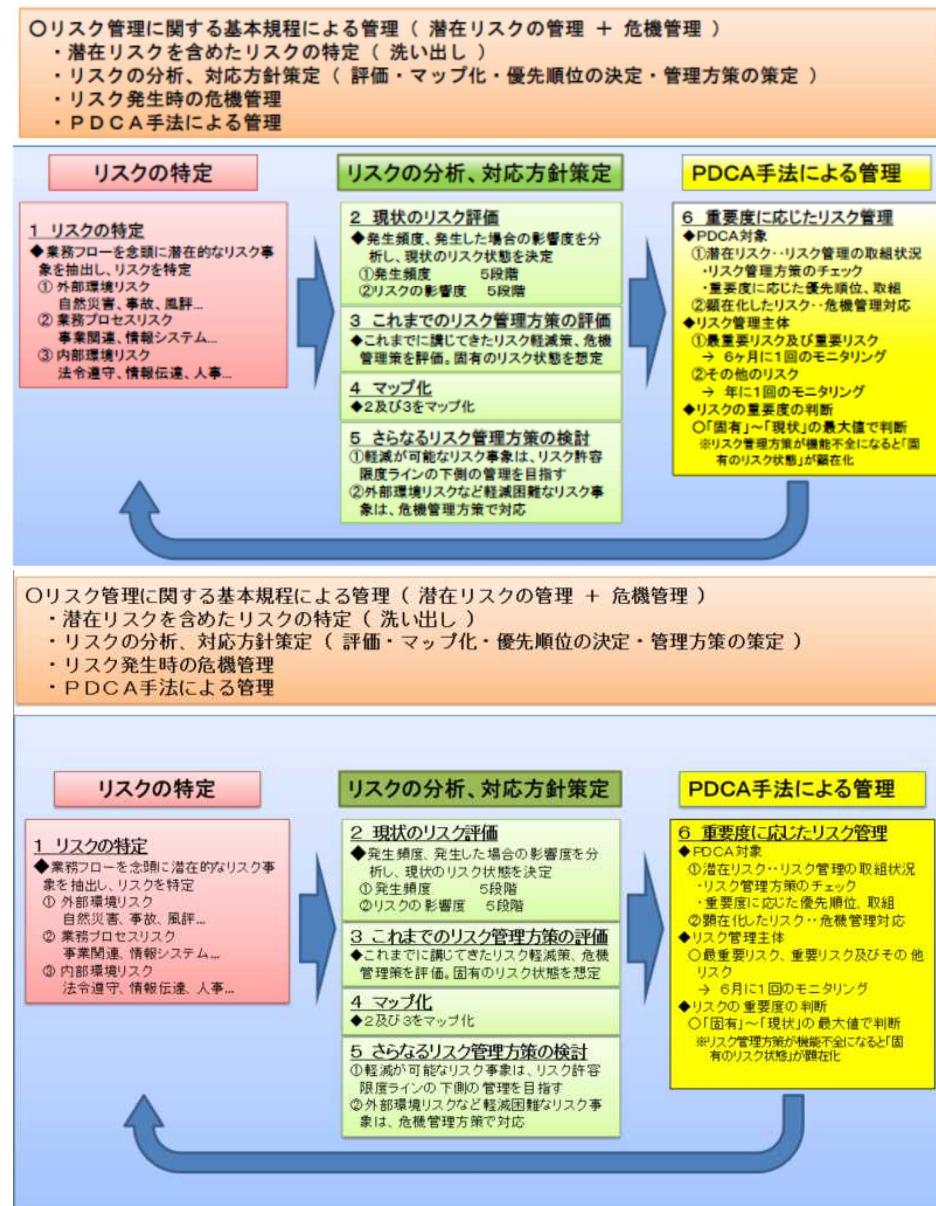


図-2 リスク管理手法の一連の流れ

(中期計画の達成状況)

リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を2回開催した。

PDCAサイクルによるリスク管理を推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において最重要、重要リスク及びその他のリスクについて6ヶ月に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行った。

本社・支社局及び全事務所において、勉強会やリスクの共有等を通じて、更なる浸透を図った。

また、リスク管理手法の見直しを行い、令和7年度からリスクマップを廃止し、リスク管理手法の効率化を図るとともに、リスク管理モニタリングについて一般職員も含めて議論する場を設けることにより、職員全体のリスク管理に関する認識の更なる向上を図った。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができたと考えている。

(2) コンプライアンスの推進

(年度計画)

適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの更なる推進を図る。

- ① コンプライアンス推進月間（11月）を中心に、本社、支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回実施するとともに、本社主導による全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施する。また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図るため、コンプライアンスアンケートを実施する。さらに、内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施する。
- ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合にあっては当該事案について報告・審議するため、倫理委員会を開催する。
- ③ 他組織も含めた有用な取組状況や過去の具体事例を含めたコンプライアンス事例集の充実を図ること等により、本社、支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援する。また、当該事例集の役職員への周知を図る。

(令和6年度における取組)

① コンプライアンスの更なる推進

■ 法令遵守等に係る講習会等の実施

11月のコンプライアンス推進月間に、本社・支社局及び全事務所で道路交通法や業務に関連する法令の遵守等に係る講習会・説明会を開催した（延べ502回開催、10,821名参加（令和5年度：延べ469回開催10,022名参加））。

なお、一部の講習会・説明会は職員等が業務の都合に応じて柔軟に参加できるようビデオ研修で実施するなど、全ての職員等が研修等に参加できる環境を整えた。

■ 外部専門機関による法令遵守研修等の実施

コンプライアンス推進月間に、顧問弁護士による「事例紹介 事例から学ぶ不祥事の端緒」の講話による法令遵守研修を全職員対象に開催し、全事務所にWEB会議システムで配信した。併せて、全事務所に録画データを共有し、時間的制約にとらわれることなく全職員が受講できる機会を確保した（法令遵守研修の受講率：100%（令和6年度：100%））。

■ 内部研修におけるコンプライアンスの推進に関するプログラムの実施

新規採用職員や新任管理職を対象とした階層別の内部研修において、「機構の内部統制について」、「内部統制・コンプライアンスについて」等のコンプライアンスに関する講義を実施した（新規採用職員研修（4月）：77名参加、中級研修（5月）：23名参加、上級I研修（5月）：6名参加、上級II研修（6月）：11名参加、マネジメントI研修（5月）：24名参加、マネジメントI研修②（11月）：16名参加、ハラスメント防止研修（11月）：164名参加、ハラスメント相談員研修（6月：128名参加））。

なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組み、例年実施している全従事者対象の、役員及び幹部職員対象のハラスメント防止研修に加え、各事務所において少人数でディスカッションを行うなど、一人ひとりが当事者意識をもってハラスメント防止について考えられる研修を実施した。

■ コンプライアンスマーティングの実施

各部署で少人数による職員相互間の意見交換を通じ、職員個々のコンプライアンス意識・知見を向上させるとともに、不正を起こさない組織風土を醸成するためコンプライアンスマーティングを実施した。

■ 全国所長会議等の開催

コンプライアンスの強化、内部統制・ガバナンスの強化、本社・支社局・現場事務所等の意思疎通・情報共有の徹底等を目指して、これまでダム系・水路系が別々に開催していた所長会議を令和6年度から統一して、毎四半期に開催した。

■ コンプライアンスアンケートの実施

倫理行動指針の浸透、定着を図るだけでなく、内部統制の基本方針の浸透状況の把握、官製談合防止、ハラスマント防止等の観点から質問事項を設定し、コンプライアンス推進月間にコンプライアンスアンケートを実施した。アンケートの結果、令和5年度に引き続き「倫理行動指針」をはじめとする倫理規程等に関する認知度は高い水準を維持していることを確認した。また、アンケートの結果を機構内LANの掲示板に掲載する際には、事務局からのコメントを記載することで、職員に各質問に関する理解を深める取組を行った。

加えて、平成26年度から毎年度募集しているコンプライアンス標語には125作品の応募があり、その中から1作品を最優秀作品に選定して理事長表彰を行うとともに、3作品を優秀作品に選定して事務所内でのポスター掲示や、出勤・退勤時に必ず目にする出勤・退勤画面への表示により啓発に活用した。

【最優秀作品】

- ・おかしい、どうなの、なんか変 感じた違和感 行動に

【優秀作品】

- ・前例も 基本に戻り 確認を
- ・リスクには 目をつぶらずに 芽をつぶせ
- ・報連相 上司も部下も お互いに

■ コンプライアンスポスターの作成・掲示

コンプライアンス推進月間のポスターを作成して全社の執務室等に掲示を行い、役職員等に重点的に取組を促すとともに、外部関係者に対して機構のコンプライアンスに関する取組について認識してもらう機会とした。

■ 内部統制の基本方針及び倫理行動指針の浸透・定着

平成25年度に制定した内部統制の基本方針について、職員がいつでも閲覧できるように環境を整備するとともに、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着を図った。

また、令和6年度には、認識度が比較的低い20代などに向けて、「コンプライアンス推進月間を踏まえて（コンプライアンス・ハラスマント）」として、eラーニングを実施して浸透・定着に努めた。

② 倫理委員会の開催

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理委員会を2回開催（第1回：令和6年6月5日、第2回：令和6年11月22日）し、外部有識者である委員の意見等（表-1）を踏まえて、コンプライアンスの推進をはじめとする内部統制の強化等に反映させた。

表-1 倫理委員会における主な議題及び意見等

開催日	主な議題及び意見等
令和6年6月5日	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度におけるコンプライアンスの推進等に関する取組状況及び令和5年度の取組方針（案）について 等 <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度におけるコンプライアンスの推進等に関する取組状況及び令和6年度の取組方針（案）について原案のとおり了承する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・役員と支社局・事務所の職員との意見交換については、一方通行でなく双方向で若手職員を中心に対話しすることが重要。 ・職員の意識を把握するためのアンケートや研修は、非常に大事であるが、現場に大きな負荷とならないように実施時期や現場の状況に配慮が必要。 ・コンプライアンス専門窓口への通報実績にかかわらず、気を緩めることなく、事例が隠れていることもありますと得ると考えて、日頃から通報しやすい環境づくりに心掛けいただきたい。 ・能登半島地震被災地への給水支援及びため池点検については、大変な努力であったと思う。すばらしい取組であり、お疲れ様でした。
令和6年11月22日	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度コンプライアンス推進月間の取組について 等 <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、年代のギャップやコミュニケーション不足などの問題を抱えている組織も多い。そのような問題のために組織としてしっかりと相談窓口は前広に設置しておいたほうが良い。 ・現場組織の大括り化を行って組織を再構築した場合でも、総合管理所がしっかりと後方支援できることが大事。何かあった際にはすぐに対応できるようになります。 ・組織体制の集約化・効率化を行う際には、洪水対応など重要な業務に支障が出ないように最大限注意を払っていただきたい。

③ コンプライアンス事例集の充実等

■ コンプライアンス事例集の充実・周知

倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、機構内における注意すべき事例等を機構内LANの掲示板に掲示し、役職員がコンプライアンスに関する情報が容易に入手できるよう、環境を整備した。

■ コンプライアンス推進責任者の活動支援

支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有、民間事業者が提供するコンプライアンス・ハラスメント等の研修ビデオ配信サービスを本社、支社局及び事務所における職員研修に活用、コンプライアンス推進月間のポスターやコンプライアンス標語のポスターを配付するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。

(中期計画の達成状況)

コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ502回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施した。

また、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の更なる浸透・定着を図ることを目的として、内部研修を行うとともに、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知するなど、様々な取組を行った。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組んだ。

加えて、コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため倫理委員会を2回開催、コンプライアンス事例集の充実を図り機構内LANの掲示板により役職員に周知するとともに、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(3) 業務執行及び組織管理・運営

(年度計画)

原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告するとともに、必要に応じてその結果を機構内に伝達し、情報を共有する。

(令和6年度における取組)

○ 業務執行等の重要事項に係る審議・報告と情報共有

■ 役員会の開催及び機構内の伝達・情報共有

原則として、毎週火曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し情報の共有を行った。

(中期計画の達成状況)

原則として、毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果について、支社局長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図った。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(4) 業務成果の向上

(年度計画)

中期計画等の進捗状況を年度当たり2回確認するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)の効率的な運営を図りつつ、PDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図る。

(令和6年度における取組)

○ 継続的な業務改善の取組

■ 中期計画等の進捗状況の確認

中期目標を確実に達成するため、各年度の途中（9月末時点と12月末時点の計2回）において、中期計画等に掲げる目標の達成状況を確認し、その結果を役員会にて報告した。（第1回：令和6年11月19日報告、第2回：令和7年3月11日報告）

■ 水資源機構アセットマネジメントシステムの効率的な運営

平成28年度にISO55001の認証を取得した「水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)」について、第三者認証機関による定期サーベイランス審査を7月に受審し、認証を継続した。

■ PDCAサイクルの適切な運用と継続的な業務改善

ISO55001の認証継続のための第三者認証機関による定期サーベイランス審査の結果、所見事項は形式的な内容（運営マニュアルの記述ぶりの適正化）1項目のみであり、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われることが定着していることが確認された。

(中期計画の達成状況)

中期計画等の進捗状況を令和6年度中に2回確認し、その結果を役員会にて報告した。

水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)について、ISO55001の認証継続のための第三者認証機関による定期サーベイランス審査の結果、所見事項は形式的な内容1項目のみであり、機構が構築したアセットマネジメントシステムが組織的に機能し、また、継続的な改善が行われることが定着していることが確認された。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(5) 監事監査の実施

(年度計画)

- ① 監事監査計画に基づき、本社、支社局及び各事務所において監事監査を受けるとともに、監事が必要と認める場合には、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携等により監事機能の万全な発現を図る。
- ② 事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。

（令和6年度における取組）

① 監査の実施等

■ 監事監査

令和6年4月に策定した令和6年度監事監査計画に基づき、内部統制の取組状況等について、本社及び25事務所の計26事務所において監事による監査を計27回受けた。

監事監査において把握された事項等については、概ね毎月、理事長及び副理事長と監事との意見交換が行われたほか、中期計画・年度計画に記載された内容の執行状況及び潜在的なリスクの改善に資するため、監事による、本社部室長等、事務所長等との面談が実施された。

■ 監事機能の万全な発現

監事機能の万全な発現を図るため、同監事監査要綱第7条に基づき、全ての監事監査において監査室職員が監査補助者として活用されるとともに、4事務所において、用地業務に精通した2名の職員が臨時に監査補助者として指名され、専門知識を活用した監査が実施された。

さらに、監査技術向上のため、総務省主催の独立行政法人シンポジウム（令和7年2月）、独立行政法人・特殊法人等監事連絡会主催の独立行政法人評価制度委員と監事との意見交換会（令和6年12月）に監事が参加した。

なお、令和6年度、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかつた。

■ 内部監査の実効性の確保

平成26年4月に理事長の直轄組織とされた監査室と理事長及び監事との意見交換を定期的に行い、監事監査を踏まえた重層的な監査体制の構築を図るとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査計画を策定し、それに基づき内部統制の取組状況等について、本社及び12事務所の計13事務所において監査を実施（うち、アセットマネジメントシステム内部監査を本社において実施）された。

② 会計監査人による監査

■ 会計監査人による監査

事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受け、この結果、「独立監査人の監査報告書」（令和6年6月19日）において、財務諸表が独立行政法人の会計基準に準拠して、機構の財政状態等の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められた。また、決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められ、事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められた。

(中期計画の達成状況)

監事監査計画に基づき、本社及び25事務所において監事監査受けた。なお、令和6年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じなかった。

事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書及び令和5年度財務諸表について会計監査人による監査を受けた。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

(年度計画)

適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

- ① 契約手続において、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。
また、随意契約については、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件、契約条件等の見直しを行うなど、一層の競争性の確保を図る。
- ② 入札・契約手続については、監事監査を受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受けることで、一層の適正化を図る。
- ③ 入札契約の結果等については、ウェブサイト等を通じて公表する。

(令和6年度における取組)

① 契約手続きにおける競争性・透明性の確保

■ 契約手続きにおける競争性・透明性を高めるための取組

契約手続きの競争性・透明性を高めるため一般競争入札方式を基本とした発注を推進した。その結果、少額随意契約を除く調達に占める一般競争入札の割合は、平成21年度には件数ベースで38.2%、金額ベースで62.2%であったが、令和6年度は、それぞれ●%、●%となり、競争性・透明性の向上に寄与した（表-1）。

表-1 一般競争入札状況

年 度	件数ベース			金額ベース		
	契約件数 (工事、コンサル、 物品・役務等)	一般競争 入札件数	比率	契約金額 (工事、コンサル、 物品・役務等)	一般競争 入札金額	比率
平成21年度	2,199件	839件	38.2%	51,634百万円	32,139百万円	62.2%
平成22年度	1,793件	686件	38.3%	55,977百万円	40,560百万円	72.5%
平成23年度	1,647件	690件	41.9%	40,151百万円	26,939百万円	67.1%
平成24年度	1,581件	776件	49.1%	36,787百万円	23,745百万円	64.5%
平成25年度	1,484件	1,109件	74.7%	46,609百万円	31,667百万円	67.9%
平成26年度	1,516件	1,094件	72.2%	43,378百万円	26,178百万円	60.3%
平成27年度	1,509件	1,096件	72.6%	60,090百万円	48,673百万円	81.0%
平成28年度	1,485件	1,084件	73.0%	104,982百万円	94,284百万円	89.8%
平成29年度	1,297件	955件	73.6%	70,879百万円	57,250百万円	80.8%
平成30年度	1,385件	1,016件	73.4%	54,376百万円	43,527百万円	80.0%
令和元年度	1,312件	917件	69.9%	73,094百万円	61,863百万円	84.6%
令和2年度	1,224件	873件	71.3%	78,748百万円	68,329百万円	86.8%
令和3年度	1,156件	818件	70.8%	47,858百万円	35,353百万円	73.9%
令和4年度	1,141件	777件	68.1%	45,418百万円	33,015百万円	72.7%
令和5年度	1,130件	756件	66.9%	76,615百万円	57,475百万円	75.0%
令和6年度	●件	●件	●%	●百万円	●百万円	●%

■ 随意契約の厳格な適用

調達等に関するガバナンスの徹底の取組として、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した機構の監事及び外部有識者からなる契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回（7月、1月）報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行つ

た上で、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。

■ 一者応札・一者応募案件における一層の競争性の確保

入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行った。また、令和4年度からの翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し（従前3月に公表していたところ、1月前半に公表）や、令和6年度からの公表内容の充実（工事規模、工事実績要件等の明示）を行い、応札・応募環境の改善に努めている。これらの取組により、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、**●%**となり、平成21年度（49.2%）に比べ**●ポイント**改善した（表-2）。

近年、一者応札率が上昇傾向にあり、その改善のため、若手技術者の活用・育成のための入札制度の実施、週休2日制工事の取組の継続、ワーク・ライフ・バランス（女性活躍等）を推進する企業の評価、機構発注工事等の実績がない事業者の参入を促し応札者を確保するため、他機関における工事成績・表彰実績等の評価、一者応札の要因の一つである技術者不足を改善するため、建設キャリアアップシステム（CCUS）モデル工事について試行を行った。

表-2 一者応札状況

年 度	一般競争入札件数	うち一者応札件数	率
平成21年度	839件	413件	49.2%
平成22年度	686件	132件	19.2%
平成23年度	690件	141件	20.4%
平成24年度	776件	148件	19.1%
平成25年度	1,109件	341件	30.7%
平成26年度	1,094件	395件	36.1%
平成27年度	1,096件	376件	34.3%
平成28年度	1,084件	356件	32.8%
平成29年度	955件	330件	34.6%
平成30年度	1,016件	399件	39.3%
令和元年度	917件	424件	46.2%
令和2年度	873件	357件	40.9%
令和3年度	818件	386件	47.2%
令和4年度	777件	364件	46.8%
令和5年度	756件	350件	46.3%
令和6年度	●件	●件	●%

■ ダンピング受注の排除への取組

低入札工事等については、適切な施工体制、履行確実性が確保されないおそれがあり、協力者へのしづ寄せにつながるおそれがある。公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の発注者及び受注者の責務が果たされるよう、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方式として、令和5年度より本格施行した「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続について、令和6年度も継続して実施した。

② 入札・契約手続きの一層の適正化

■ 監事監査による入札・契約手続きの適正化

入札・契約手続きの適正化を図るため、本社を含めた26事務所における監事監査において、入札・契約手続きの監査を受けた。その結果、「一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、殆どの契約において着実に実施されていたが、少額の随意契約において、一部合理的でない契約がみられた。当該契約については、既に改善され、対策もとられていた。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。」旨の監事の意見をいただいた。

■ 入札等監視委員会の監視・審査による入札・契約手続きの適正化

入札・契約手続きの適正化を図るため、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。

なお、「入札等監視委員会の設置に関する規程」により、入札等監視委員会の結果について理事長に意見の具申又は勧告を行うことができる定めているが、令和6年度に開催した委員会においては、工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きが適正に実施されていたことにより、意見の具申・勧告はなかった。

■ 研修等の実施

全国經理事務担当者会議をはじめとする各種会議及び内部研修等において入札・契約手続きに関する講義を実施し、契約事務の適正性の確保を図った。

③ 入札契約結果等の公表

■ 入札契約結果・調達等合理化計画に基づく取組状況等の公表

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表した。

(中期計画の達成状況)

入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和6年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで●%となった。

契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年2回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図った。

一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和6年度の一般競争入札における一者応札の割合は、●%となった。

入札・契約手続きの一層の適正化を図るため、26事務所において入札・契約手続きの監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を2回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続き及び補償契約に係る契約事務手続きについて監視・審査を受けた。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(7) 談合防止対策の徹底

(年度計画)

コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等により、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

(令和6年度における取組)

○ 入札談合等防止対策の徹底

■ 研修等の実施とマニュアル等の周知徹底

新任管理職研修等の内部研修で入札談合等の防止に係る講義を6回実施した。また、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等を研修の場として活用し、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等について、3回の説明会を行った。これらの講義において、事業者との応接方法や不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を定めた「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等について周知を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底した。

■ 情報の共有

機構内LANに設置した掲示板を使用して、他組織等の有用な入札談合防止の取組を掲示するなど情報共有を図った。

(中期計画の達成状況)

新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図った。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(8) 情報セキュリティ対策の推進

(年度計画)

ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウイルス等のサイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等を踏まえ、必要に応じて新たな対策を検討する。

(令和6年度における取組)

○ 情報セキュリティ対策の推進

■ ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視

システム上のクライアントのログを監視し、ネットワーク上のパケット量、ファイアウォールの通過量等の異常記録を迅速に検知し、情報漏えい対策を実施した。また、同システムによるクライアントライセンスマネジメントにより、インストール数超過等のライセンス違反の防止に努めるとともに、クライアントで利用されるOS、アプリケーションソフト等の脆弱性に対するウイルス対策ソフトウェアのセキュリティパッチ、修正プログラムを自動配信した。また、USBデバイスの接続制限を行うなど確実なセキュリティ維持を図った。

■ 情報セキュリティ対策の推進

令和6年度は、5月から7月にかけて事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）を対象とした情報セキュリティポリシー説明会を実施し、事務従事者の情報セキュリティに対する意識向上を図った。

内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と情報セキュリティに関する情報共有を実施し、新型ウイルス等のサイバー攻撃に備えた。また、事務従事者に対し情報セキュリティに関する注意喚起を適宜、実施した。

平成30年度及び令和元年度に発生したメール誤送信に対して、再発防止の取組として、情報セキュリティポリシー説明会で本インシデントを振り返り、全職員等に対しメール利用上の留意点等について継続して周知徹底に取り組んだ。

「Microsoft 365」導入に伴うメールシステムの更改に際しては、令和5年度からDMARK（メールなりすまし対策）を導入し標的型攻撃メールに対するセキュリティ強化を図った。

情報漏えい防止対策の一環として、文書の新規作成時に「機密性情報」を自動挿入することとした。

事務従事者を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施し、不審メール等受信時の対応について、その必要性について啓発を実施した。

■ 情報セキュリティポリシーに基づく自己点検、セキュリティ監査等

情報セキュリティポリシーに基づく自己点検を令和7年1月から2月にかけて実施するとともに、情報セキュリティ監査を令和6年10月から令和7年1月にかけて実施し、情報セキュリティ管理体制、令和5年度の自己点検結果の改善事項等について確認を行い、指導・助言等を行った。また、自己点検において理解度の低かった項目について、次年度の情報セキュリティポリシー説明会において周知徹底を図ることとした。なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。

(中期計画の達成状況)

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進した。

なお、自己点検及びセキュリティ監査の結果により新たな対策が必要となる事項はなかった。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(9) 法人文書管理の徹底・強化

(年度計画)

文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。

(令和6年度における取組)

○ 法人文書の紛失防止対策を含めた法人文書管理の徹底・強化

■ 文書管理体制の強化

10月を文書整理月間と定め、主任文書管理者（本社各部室長、支社局長等及び各事務所長）の指導のもと、各文書管理者（課長等）が重点的に点検を実施した。

主任文書管理者から点検結果の報告の際には、文書の保存及び廃棄の状況等の写真を添付させるなど、適切な文書管理を進めている。

また、令和6年には、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。

■ 定期的な全職員向けた文書管理研修の実施

職員の法人文書管理の意識向上を図るため、文書整理月間（10月）に全職員を対象とした法人文書管理研修（内閣府作成の公文書管理e-ラーニング教材を使用）を実施し、必要な知識及び技能の習得を図った。

(中期計画の達成状況)

文書整理月間ににおいて、主任文書管理者の指導のもと、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切な文書管理を進めている。

また、電子媒体における適切な管理について、全社に周知徹底を図った。

全職員を対象に内閣府作成の公文書管理e-ラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

(年度計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。

(令和6年度における取組)

○ 関連法人への再就職の状況及び関連法人との取引等の状況についての情報公開

■ 閣議決定に基づく公表

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）において公表することとされている、機構からの発注額が売上高の3分の2以上を占める関連法人の役員への再就職の状況についてウェブサイトで公表した。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において公表することとされている、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については該当がなかった。

(中期計画の達成状況)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。

なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については該当がなかった。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(11) 環境マネジメントシステム (W-EMS) の実施

(年度計画)

本社、支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づき環境保全の取組を着実に実施する。

(令和6年度における取組)

○ 環境マネジメントシステム (W-EMS) による環境保全の取組の着実な実施

■ 環境保全の取組の着実な実施

独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) は、平成28年度から本社・支社局及び全事務所で運用しており、令和6年度も環境管理マニュアルに沿って、教育訓練、各部門における目的・目標及び実施計画の設定、部門長による定期的な進捗確認と達成度評価、環境監査を実施した。また、役員によるマネジメントレビューでは、各部門の目標の達成状況や温室効果ガス排出削減の取組状況などを確認した。これらにより、環境保全の取組を着実に実施した（図-1）。

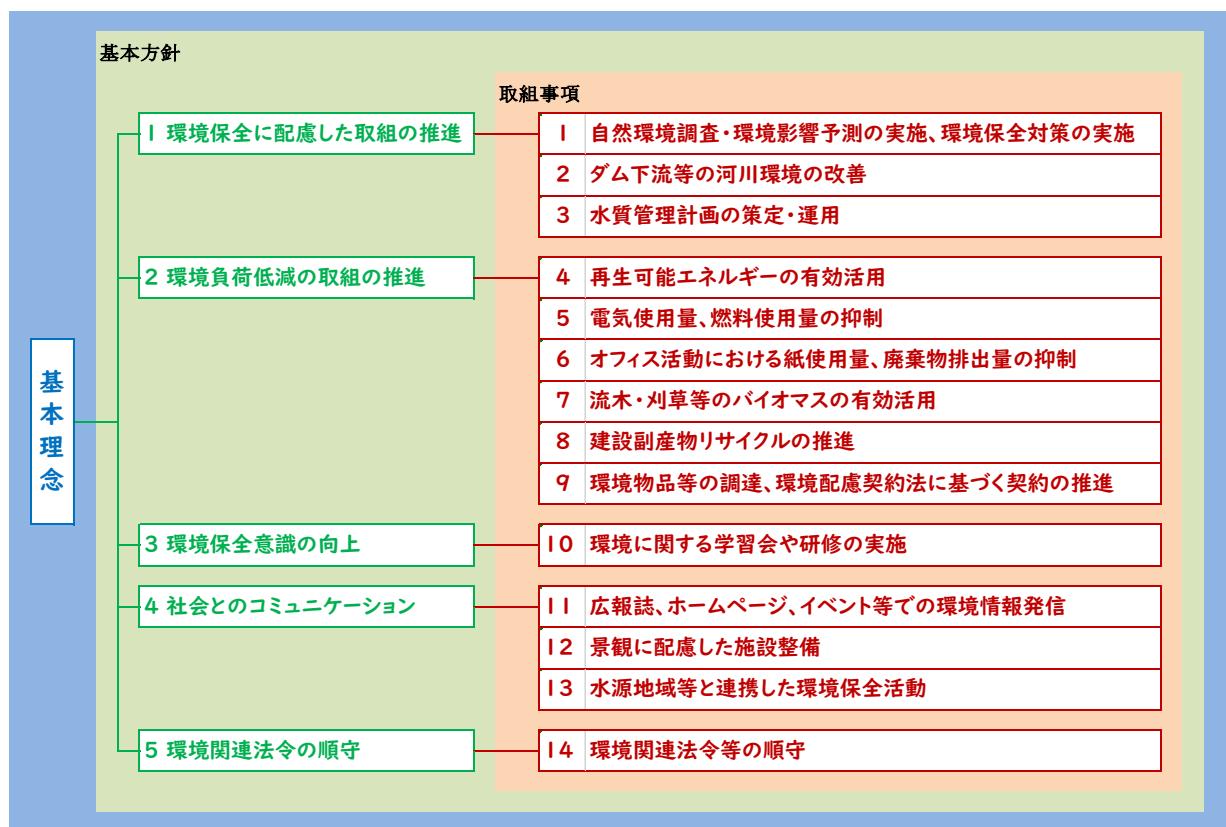


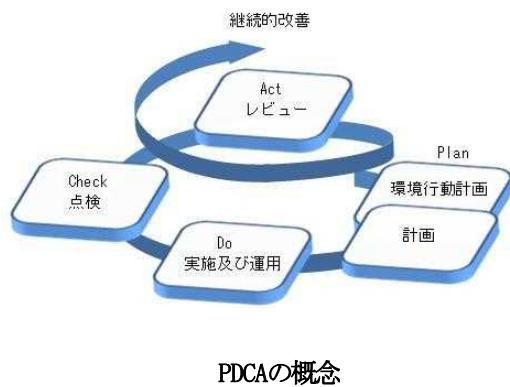
図-1 W-EMSによる環境保全の基本方針

機構独自の環境マネジメントシステム

W-EMSは、以前に認証取得していた国際規格 ISO14001の環境マネジメントシステム（EMS = Environmental Management System）の運用で得られたノウハウ等を踏まえ、機構の業務運営に即して再構築した独自の環境マネジメントシステムである。

W-EMSでは、機構の中期計画の環境保全の取組等から定めた「水資源機構環境行動計画」の取組事項の中から、本社・支社局及び全事務所が各々実施すべき環境保全の取組を選択し、その取組を目的目標・実施計画シートにより管理している。

現在、全社でW-EMSを運用しており、PDCAサイクルによる確実な目標管理と継続的改善を図ることにより、環境保全の取組を着実に推進している。



(中期計画の達成状況)

本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）を適切に運用し、環境保全の取組を着実に実施した。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(12) 温室効果ガスの排出抑制

(年度計画)

「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(令和6年度における取組)

○ 温室効果ガス排出削減の取組推進

■ 温室効果ガス排出削減の取組

令和4年度に策定した「温室効果ガスの排出の削減等の計画」に基づき、2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減する目標に向けて、関係課による推進会議を組織し、個別対策の取組を進めた。

令和6年度は、公用車における電動車の導入について、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新に合わせて8事務所13台の電動車の調達を行った。

LED照明の導入について、9事務所において執務室や操作室の照明440台のLED化を行った。

再生可能エネルギー電力の調達について、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約に努めることとし、環境配慮契約法の基本方針に則り、競争参加資格を設定し●事務所の電力の調達を行った。

太陽光発電の導入について、機構が保有する建築物（敷地含む。）において設置可能性の検討を進めた。

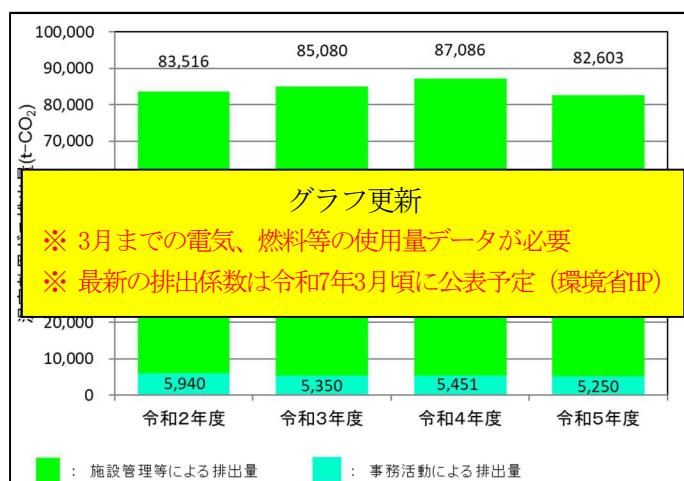
その他、省エネ機器の導入や冷暖房の適正な温度管理等を実施することとし、役職員には「機構における省CO₂行動ルール」に基づき努力目標の達成に努めるよう周知している。

■ 温室効果ガス排出量の実績

省エネ・節電の取組により電気使用の縮減に努めるとともに、施設管理用の水力発電設備や太陽光発電設備の稼働により発生した電力（再生可能エネルギー）を施設に使用することにより、購入電力を縮減し、温室効果ガスの排出削減を推進した。

令和6年度における事業及び事務活動に伴う温室効果ガス排出量は、●, ●t-CO₂となり、基準年度（2013年度）と比べて●%削減された。直近4年の排出量を図-1に示す。

さらに管理用発電の余剰電力を電気事業者へ売電することにより、電力事業者の再生可能エネルギーの導入と温室効果ガス●, ●t-CO₂の排出の抑制に寄与した。



* 購入電力による温室効果ガス排出量は令和7年3月18日公表の排出係数により算出

図-1 事業及び事務活動に伴う温室効果ガス排出量

■ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施

50 kW以上の産業用及び業務用の電力需給契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、裾切り方式※という一般競争入札により契約の相手方を決定し、●事務所で契約を締結した。

また、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約として、自動車の購入及び賃貸借については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たした物品を100%調達した（●事務所●件の契約が該当）。

※ 裾切り方式

温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加資格を設定し、基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式。

(中期計画の達成状況)

温室効果ガスの排出の削減等の計画に基づき、公用車への電動車の導入や執務室等のLED照明の導入等の取組を進めた。また、省エネ・節電の取組とともに、施設管理用の水力発電設備や太陽光発電設備による再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。

これらにより、令和6年度の温室効果ガス排出量は、●, ●t-CO₂となり、基準年度より●%削減された。

これらの取組により、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(13) 環境物品等の調達

(年度計画)

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達する。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

(令和6年度における取組)

○ 環境物品等の調達

■ 環境物品等の調達の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、令和6年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの100%調達し、公共工事においては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、同方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたもの100%調達した（図-1、2）。

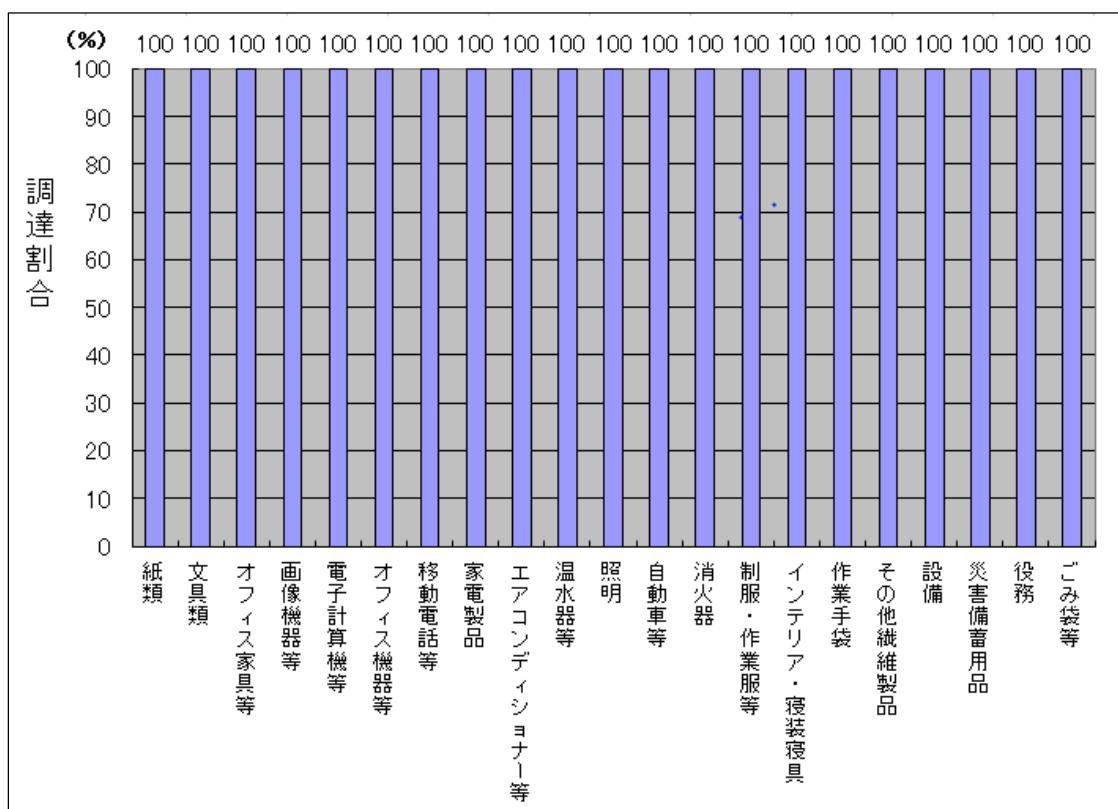
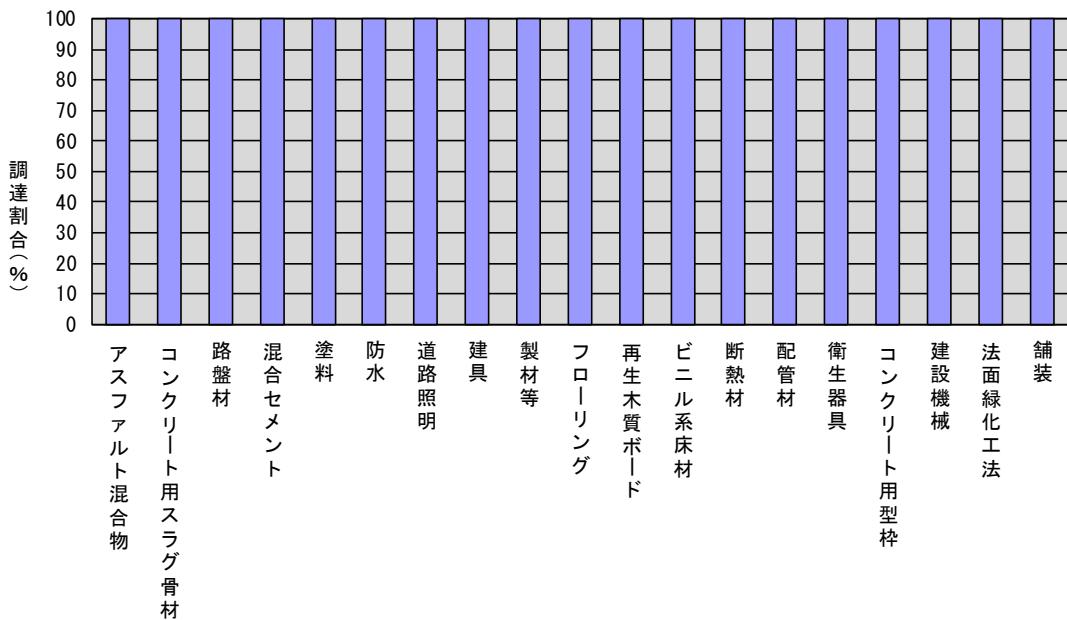


図-1 令和6年度環境物品等の調達実績（物品・役務）



※令和6年度において判断の基準等を満たした資材の調達の必要がなかった品目についてはグラフから除いている。

図-2 令和6年度環境物品等の調達実績（公共工事）

(中期計画の達成状況)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和6年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの100%調達した。

公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたもの100%調達した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上

(年度計画)

近年の気候変動を踏まえた治水・利水機能向上のための検討や施設・設備の長寿命化・高機能化の検討、またこれら検討における他分野技術の適用性の検討を通じ、技術力の維持・向上を図る。

(令和6年度における取組)

○ 新築・改築に係る技術の維持・向上

■ 近年の気候変動を踏まえた治水・利水機能向上のための方策の検討

気候変動を踏まえた治水機能向上のための方策として、淀川水系において流域全体を俯瞰し利水・治水安全度を向上にかかる検討を行った。桂川（保津峡）及び名張川の一部区間で流下能力が不足していることに着目し、当該区間の治水安全度を向上させるため、利水安全度を低下させない条件のもと、日吉ダム及び青蓮寺ダムの改造を行って治水能力を強化する容量振替手法を検討した。

■ ダム等施設における長寿命化や高機能化に向けた課題の整理

堆砂対策にかかる課題に関して、SIPⅢ期で新たな技術開発として非接触式（SBP）による堆砂性状把握の精度向上のため以下を実施した。

寺内ダムでは、沈木の確認調査のための位置を3次元で把握している。また、SIPⅢ期のチームの一員である大成建設（株）が油圧ショベルの超遠隔運転試験を実施した。高山ダムでは、堆砂の性状調査とコンクリート構造物の確認調査を実施し、国土交通省黒部河川事務所の宇奈月ダムでは、令和7年4月頃に調査することを決定した。

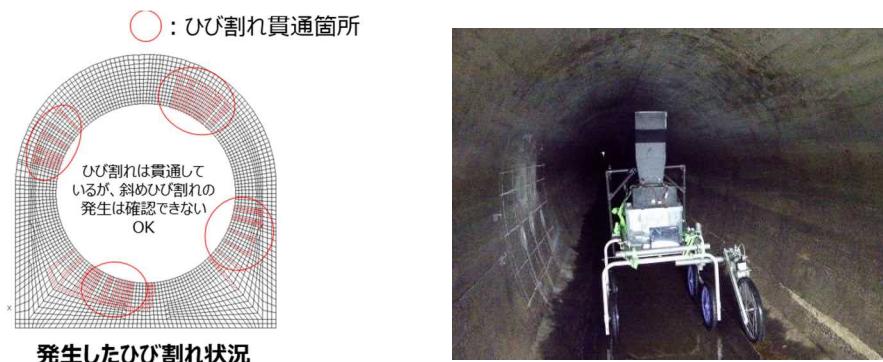
■ 水路等施設における長寿命化に向けた課題の整理

水路等施設における長寿命化に向けた課題として、断水が不可能であるために、機能診断調査を行えていない施設の状態把握が出来なかつたことから、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査の実施等、効率化・省力化・高度化を目指した取組を実施した（群馬用水、筑後川下流用水、福岡導水）。また、調査結果をもとに効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を実施し、取組の結果について各管理所の関係者と情報共有を図った。



写真-1 左：自走式ロボットによる不可視箇所の診断調査（群馬用水）
右：水中ドローンによる不断水調査状況（筑後川下流用水）

豊川用水の山岳トンネルを対象に実施した内面調査の実証試験結果をもとに、調査手法、耐震性能照査手法、耐震対策・補強技術の検討を行った。



写真－2 山岳トンネルの耐震性能照査と内面調査の実証試験の例（豊川用水）

■ 耐震性能照査手法の標準化に係る検討

令和5年度までに特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を抽出した。

(中期計画の達成状況)

堰の耐震性能照査について、利根川河口堰、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の照査を踏まえて、令和5年度までに筑後大堰の耐震性能照査を実施した。これら特定施設である河口堰の耐震性能照査結果をとりまとめて課題を抽出した。

水路等施設については、施設の長寿命化に向けた課題を踏まえ、機能診断調査に関するICTを活用した新技術の導入等を検討し、自走式ロボットによる不可視箇所の機能診断調査や、水中ドローン等を活用した通水状態での機能診断調査を実施した。また、効率的な調査・評価手法の構築に向けた検討を行うとともに 取組結果について関係者との情報共有を図った。このことにより、技術の維持向上が図られた。

これらの取組により、中期計画における所期の目標の水準を満たすことができると考えている。

(2) 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上

(年度計画)

施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路等施設の管理技術の向上のための情報収集及び検討を行う。

- ① ダム・堰における健全性評価手法の実証実験の結果を基に、ダムを含む大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術の適用に向けて検討を進める。
ロックフィルダムの変形・浸透に関する挙動の安全性の定量的評価手法のとりまとめ結果を基に、機構内外の機関が管理するロックフィルダムの安全性の評価の支援に向けた取組を行う。
これらの結果をダム維持管理データベースシステムに取り込むとともに、システムの運用、改良を行い、各現場事務所での施設の点検・検査の実施や劣化損傷への課題対応等を支援する他、職員の技術力の維持・向上を図る。
- ② 水路等施設において、ICT等の技術を活用した管理支援システムを運用しつつ、引き続き、改良・機能拡充等の検討を行い、管理業務の更なる効率化・高度化を図る。

(令和6年度における取組)

① ダム等の点検・健全性評価技術の高度化・体系化

■ 大型コンクリート構造物の合理的かつ高度な点検・健全性評価技術の適用に向けた検討

トモグラフィー法（弾性波・表面波）による非破壊調査手法の確立に向け、令和6年度は新宮ダムのゲート門柱および利根川河口堰門柱・堰柱を対象に、現地計測と得られたデータの解析を実施した。その結果、コンクリート表面で確認された変状の部材内部への進展状況やコンクリートの劣化状況について精度高く評価できる知見を得た。なお、計測計画立案やデータ解析においては、共同研究を実施している京都大学から助言を得た。引き続き、本技術のニーズのある現場の選定、適用に向けての課題解決を図っていくこととしている。



写真-1 新宮ダムゲート門柱での計測状況

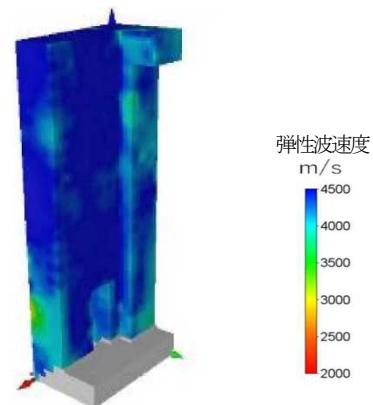


図-1 利根川河口堰門柱での解析結果